

こんなときどうする？ 固定資産税

土地や家屋などを持っていない人にとって、「固定資産税」はなじみが薄い税金かもしれません。しかし、その税収は福祉や教育、ごみ収集など身近な行政サービスを提供する上で、欠かすことのできない貴重な財源になっています。ここでは固定資産税の算定方法や、よくお寄せいただく質問などをご紹介します。



固定資産税の概要

固定資産税とは、毎年1月1日(賦課期日)に土地、家屋、償却資産(これらを総称して「固定資産」といいます)を所有している人が、その固定資産の価格を基に算出された税額を、その固定資産の所在する市町村に納める税金です。税額は次のような手順で決定し、納税者へ通知しています。

① 固定資産を評価して価格を決定し、その価格を基に課税標準額(税額算出の基礎となる額)を算

定します
② 課税標準額に税率の1.4%を乗じて固定資産税の税額を算定します
③ 税額等を記載した納税通知書は原則として毎年4月に納税者に送付しています。納税通知書には資産ごとの課税内容を確認できる「課税資産明細書」を添付していますので、必ず確認してください

固定資産税 よくある質問 Q&A

Q 年の途中で売買した場合、納税義務者はどうなりますか？

A 固定資産税は、原則として1月1日現在の登記簿等に所有者として記載されている人が納税義務者となります。そのため売買契約を締結していても、1月1日までに登記簿等の所有者変更の手続きが完了していないければ、納税義務者は売主になります。

Q 家屋を取り壊した場合、固定資産税はどうなりますか？

A 家屋の一部または全部を取り壊した場合は「滅失申告書」を資産税課に提出してください。登記している家屋の場合は、法務局での手続きが別途必要になります。1月1日までに取り壊した家屋については翌年度から固定資産税がかからなくなりますが、取り壊した家屋が住宅の場合、土地の固定資産税は「住宅用地に対する課税標準の特例」の適用が受けられなくなり、翌年度から税額が高くなりますのでご留意ください。

Q 所有者が亡くなったのですが、固定資産税の課税はどうなりますか？

A 納税義務は、原則として相続人が引き継ぐことになります。この場合、固定資産を現に所有することになった人(相続人など)から申告書を提出していただき、翌年度から新しい納税義務者に変更します。この手続きは、法務局での相続登記が完了するまでの間、一時的に納税義務者を決めていただくもので、相続登記の手続きは別途必要です。早めに登記の名義を変更することをお勧めします。

Q 償却資産とは何ですか？

A 償却資産とは、土地・家屋以外で、会社や個人が事業(工場、事務所、店舗、アパート、駐車場など)の用に供することができる構築物や機械、器具、備品などをいいます。例えば、アパート経営の場合には門扉、塀、駐車場の舗装路面、外灯などが償却資産の対象となります。なお、償却資産申告書の提出期限は毎年1月31日となっています。

●資産税課 ☎24-1111

佐世保まちなか大学 受講者募集

専門的な講義がまちなかで無料で聴講できます。学生や社会人など幅広い年代を対象としていますので、どうぞご利用ください。

日時・テーマ(いずれも土曜日で、13時～14時30分に開催)

①長崎短期大学編

「地域に根ざす長崎短大 暮らしに役立つ学びを」

9月10日=身近な介護と医療

9月17日=商品開発で町おこし

②佐世保工業高等専門学校編

「時代にふさわしい、実践的技術者を養成する佐世保高専」

9月24日=身近にある化学～生命活動を化学する～

③長崎県立大学編

「～クロスボイント～あなたとおもしろいをつなぐ長崎県立大学」

10月 1日=お酒が生んだノーベル賞

10月 8日=失敗の原因を考える

10月15日=地球温暖化の原因はなんだろうか？

10月22日=<生きる力>としての情報を考える

10月29日=地球における国際交流～異文化を知ることの意味～

④長崎国際大学編

「暮らしと健康について学ぼう」

11月26日=新しい「くすり」ができるまで

12月 3日=生活習慣病の予防のできる食生活について

12月10日=若者が輝く、若者で輝く長崎創生

12月17日=身近なおくすりの話～熱冷まし・痛み止め～

ところ 中央公民館(常盤町・サンクル4番館)

料 金 無料

定 員 各日先着80人

申し込み 電話かファックス(24-2021)、はがき(〒857-0052、常盤町6-1 中央公民館宛)または窓口で、受講希望者の住所、氏名、年齢、電話番号、受講希望日・講座名をお知らせください。定員になり次第受け付けを終了します

●中央公民館 ☎24-5571

原動機付き自転車ナンバーを ご当地ナンバーに交換しませんか

観光都市佐世保をPRし、本市のイメージアップを図るために、原動機付自転車を対象として、九十九島をモチーフにした「ご当地ナンバープレート」を交付しています。市民の財産である九十九島のPRのため、ご当地ナンバーに交換しませんか。



上から「50cc以下」「90cc以下」「125cc以下」のプレート

対象車種 原動機付自転車

交付場所 資産税課(本庁舎2階)、宇久行政センター住民課

必要な物 印鑑、旧ナンバープレート、車台番号が確認できる書類(登録証、保険証書など)

交付費用 無料(旧ナンバープレート紛失の場合は200円が必要)

※希望番号は選べません。

※ナンバー変更の場合、自賠責保険の変更手続きが必要となる場合があります。保険会社等にご確認ください。

●資産税課 ☎24-1111